

審議会等会議録

審議会等の名称 座間市個人情報保護審査会	
開催日時	平成25年6月25日(火) 14:00～:15:00
開催場所	市役所4階 4-2会議室
出席者	平田会長 飯島副会長 長田委員 齋藤委員 曾根委員
事務局	小林総務部次長兼文書法制課長 安藤情報公開係長 吉野主査 安全防災課担当職員
公開の可否	公開
傍聴人数	無
非公開又は一部公開とした理由	
議題	<p>1 座間市個人情報保護条例第10条第2項第4号に基づく諮問事案の審議</p> <p>2 座間市個人情報保護条例第8条第3項及び第4項に基づく報告</p>
資料の名称	第46回座間市個人情報保護審査会資料
会議の内容	<p>1 座間市個人情報保護条例第10条第2項第4号に基づく利用、提供の制限についての諮問事案</p> <p>・被災者台帳管理システムに関する事務 (利用提供の理由)</p> <p>被災者台帳を作成し、大規模災害が発生した際、市内全域の建物の被害状況を即座に調査し、「家屋り災証明」が発行できる体制を整え、家屋に被害を受けた方に対して生活再建のための支援を行うために、固定資産税課及び戸籍住民課が収集した家屋所有者及び納税者並びに居住者の氏名、識別番号、性別、生年月日、住所、本籍、国籍、続き柄、転出先住所、前住所、家族状況、在留資格、在留終了日、資産状況の個人情報安全防災課が利用することの諮問が固定資産税課及び戸籍住民課から提出された。</p> <p>事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。</p> <p>・家屋り災証明の発行に関する事務 (利用提供の理由)</p> <p>大規模災害が発生した際、被災した家屋の所有者、納税者又は居住者に「家屋り災証明」を発行するために、安全防災課が収集した被災者台帳の個人情報を固定資産税課が利用することの諮問が安全防災課から提出された。</p>

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

2 座間市個人情報保護条例第8条第3項及び第4項に基づく新規、変更、廃止分の個人情報取扱事務登録簿の報告